

生駒市条例第 2 9 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 6 3 年 1 2 月生駒市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成 2 7 年 2 月 2 0 日生駒市告示第 3 2 号」を「令和 7 年 4 月 2 5 日生駒市告示第 1 3 5 号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市学研北生駒駅北地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 7 年 4 月 2 5 日生駒市告示第 1 3 7 号に定める大和都市計画生駒市学研北生駒駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第 2 生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区整備計画区域の部駅前商業・業務地区 A の項及び駅前商業・業務地区 B の項中「第 1 3 0 条の 9 の 2」を「第 1 3 0 条の 9 の 5」に改め、同表に次のように加える。

生駒市 学研北 生駒駅 北地区 整備計 画区域	駅前商業・ 業務地区A	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 道路に接する階を居住の用に供するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの及びコインランドリーを除く。） 10 倉庫業を営む倉庫 11 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備 (2) 前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するもの		道路に面する側にあつては、1メートル以上				
	駅前商業・ 業務地区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 道路に接する階を居住の用に供する		道路に面する側にあつては、1メートル以				

		もの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの及びコインランドリーを除く。） 10 倉庫業を営む倉庫 11 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備 （2）前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するもの	上					
近隣施設地区A	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 道路に接する階を居住の用に供するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 床面積の合計が15平方メートルを		道路に面する側にあつては、1メートル以上					

		超える畜舎 7 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 倉庫業を営む倉庫 9 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの、コインランドリー及び自動車修理工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えないものを除く。） 10 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。						
近隣施設地区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 道路に接する階を居住の用に供するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 倉庫業を営む倉庫 9 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの、コインランドリー及び自動車修理工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えないものを除く。） 10 法別表第2（と）項第4号に規定す		道路に面する側にあつては、1メートル以上					

		る危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。					
複合型まちなか居住地区	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 自動車教習所 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等） 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。） 8 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。		道路に面する側にあつては、1メートル以上				
低層住宅地区A	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所 4 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（法別表第2（ろ）項第2号に係るもの） 6 前各項の建築物に附属するもの	130平方メートル	1メートル以上	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの			10メートル
低層住宅地区B	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね	165平方メートル	1メートル以上	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であ	10分の8	10分の5	10メートル

		建て住宅を除く。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅（同 項第6号に掲げる用途を兼ねる住宅に 限る。） 3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所 4 診療所（患者の収容施設を持つもの を除く。） 5 前各項の建築物に附属するもの			るもの 2 物置その他これ に類する用途に供 し、軒の高さが2 . 3メートル以下 で、かつ、床面積 の合計が5平方メ ートル以内である もの			
--	--	---	--	--	---	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。